

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第89号)の一部を次のように改正する。

第3条第7項ただし書中「)及び」を「以下この項において同じ。)に」に改め、「場合の」の次に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」を加える。

第16条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第48条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)の施行による健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設に係る基準を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。